

旭川市宿泊税条例（案） 骨子

令和 6 年 1 1 月
税務部税制課
観光スポーツ部観光課

旭川市宿泊税条例（案）とは

旭川市では、更なる観光振興に取り組むため、新たな観光財源の確保について検討しました。

主な検討経過は次のとおりです。

- 令和3年 2月～10月 （仮称）旭川市観光振興条例検討部会において、宿泊税の活用を含む新たな観光財源の確保策について議論
- 令和5年 8月 31日 旭川市長から市の附属機関である旭川市中小企業審議会に対し、新たな観光財源の確保について諮問
- 令和5年10月 20日 第1回 旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する検討部会（以下「検討部会」という。）開催
- 令和5年12月 26日 第2回 検討部会開催
- 令和6年 1月 16日 宿泊事業者（旭川ホテル旅館協同組合）との意見交換会開催
- 令和6年 3月 4日 第3回 検討部会開催
- 令和6年 3月 27日 第4回 検討部会開催
- 令和6年 4月 30日 旭川市中小企業審議会から新たな観光財源の確保策として宿泊税が概ね妥当である旨答申

上記の結果を踏まえ、新たな観光財源の確保策として宿泊税の検討を開始し、以下のとおり関係者への意見を聞き取りました。

- 令和6年 7月 29日 宿泊税制度の考え方について、市内宿泊事業者との意見交換会開催
- 令和6年 7月～ 8月 来訪者、宿泊者、市内宿泊事業者に対し、アンケート調査を実施
- 令和6年 9月～10月 旭川市における宿泊税制度の考え方について、意見提出手続を実施

これらの経過を踏まえ、新たな観光財源の確保策として宿泊税を導入する方向性を決定したため、宿泊税を課するために旭川市宿泊税条例（案）骨子を作成し、市民の皆様のご意見を伺うものです。

※旭川市における宿泊税制度の考え方については以下を参照してください。（考え方に対する意見提出手続は終了しています。）

※宿泊税条例の公布には市議会の議決、施行については総務省の同意が必要になります。

宿泊税条例（案）の構成

要素とは条例（案）に盛り込もうとするものです。
要素の番号は後述の旭川市宿泊税条例（案）の解説をご覧ください。

宿泊税制度の考え方はこちら



要素			主に定めている内容
①			宿泊税を課する目的
②			条例中使用する用語の定義
③	から	⑧	宿泊税の基本的事項 特別徴収の手続 条例の補足事項
⑧(再)	から	⑱	
⑳	から	㉒	
㍑	から	㉔	

宿泊税の基本的事項

要素①から⑧までの概要
宿泊者・宿泊事業者対象

宿泊税の基本的事項

納税義務者

納税義務者は旭川市内の宿泊施設に宿泊する宿泊者です。

※宿泊施設とは旅館・ホテル・簡易宿所営業の許可、又は住宅宿泊事業法の届出がある施設をいいます。

※宿泊料金が発生する宿泊に限ります。

※災害等による宿泊等特別の事情がある宿泊は、宿泊税を減免することがあります。

居住地、年齢、宿泊料金の多寡に関係なく課税されますが、以下の宿泊者は課税されません。なお、以下の取扱い
は北海道に準じており、北海道の検討内容によって変更となる場合があります。

(1) 学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事の参加児童等及び引率者

(2) 次に掲げる施設が主催する施設単位又は年齢単位の行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者

⑦ 幼保連携型認定こども園

④ 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う施設

⑨ 保育所（認可外保育施設）

要素

- ・②（用語）
- ・③（納税義務者等）
- ・④（課税免除）
- ・⑥（減免）

税率

1人1泊につき200円ですが、北海道が宿泊税を導入している場合は、旭川市の宿泊税とは別に北海道の宿泊税が課税されます。旭川市と北海道の宿泊税を合計した場合の税率は右表のとおりです。

宿泊料金区分 (税抜き)	税率		
	北海道	旭川市	合計
2万円未満	100円	200円	300円
2万円以上 5万円未満	200円	200円	400円
5万円以上	500円	200円	700円

要素⑤（税率）

納付方法

納税義務者（宿泊者）が宿泊施設に納付し、宿泊施設から旭川市に納入します（特別徴収）。

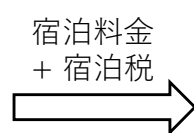
旅館業の許可、住宅宿泊事業法の届出をしている者（宿泊事業者）が特別徴収義務者となります（宿泊施設の経営を全面的に委託している場合など、宿泊税の徴収に便宜を有する者が別にいる場合は、便宜を有する者を旭川市が特別徴収義務者として指定することがあります。）。

要素

- ・⑦（徴収の方法）
- ・⑧（特別徴収義務者）



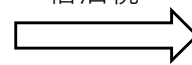
宿泊者（納税義務者）



宿泊料金
+ 宿泊税



宿泊事業者
(特別徴収義務者)



宿泊税



旭川市

世界中から訪れたくなる
観光地の実現に向けて活用

要素①（宿泊税）

特別徴収の手続

要素⑧から⑱までの概要
宿泊事業者対象

特別徴収事務フロー（案）

北海道が宿泊税を導入している場合、それぞれに手続を行う必要はなく、旭川市に対してのみ行います。（申告納入額は北海道と合算します。）

特別徴収義務者（宿泊施設）

旭川市

- 1** 条例施行日又は経営開始日の前日までに経営申告書を提出します。（要素⑨⑭⑮）
※経営申告書：特別徴収義務者や宿泊施設の賦課徴収に必要な情報を報告する申告書
以下必要に応じて、手続を行います。

(1) 実質的経営者である旨の申し立て（要素⑧）

宿泊施設の経営を全面的に委託している場合等、本来の特別徴収義務者とは別に宿泊税の徴収に便宜を有する者がいる場合は、便宜を有する者からその旨申し立て、実質的経営者を特別徴収義務者として指定します（指定を受けた者は指定を受けた日から10日以内に経営申告書を提出します。）。

(2) 納税管理人の選任（要素⑩⑪）

特別徴収義務者が市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しない場合は原則として納税管理人の申告又は申請が必要です（不申告の場合は罰則あり。）。
※いずれも申告内容に変更があった都度、申告が必要です。

2 特別徴収義務者情報の登録

3 経営申告受理通知送付

○ 宿泊があった場合

- 4** 宿泊者から宿泊税を徴収します。（要素⑧）

- 5** 当月徴収した宿泊税は翌月末までに旭川市へ申告納入します。一定の要件を満たす事業者は、申請により納入期限が右表のとおりになります。（要素⑫）

○ 徴収不能額の還付又は納入義務の免除（要素⑬）

宿泊者の失踪・拘禁等、特別徴収義務者が宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなかったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることができない理由により失ったと認められる場合には、納入義務を免除し、その場合において、既に宿泊税を納入している場合は、当該宿泊税を還付します。

なお、還付する場合において、特別徴収義務者に市税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当します。

宿泊税を徴収すべき期間

納入期限

前年12月1日から2月末日まで

3月末日

3月1日から5月末日まで

6月末日

6月1日から8月末日まで

9月末日

9月1日から11月末日まで

12月末日

6 宿泊税の受領

審査

結果の通知

準備行為

申告納入

特別徴収の手続②

要素⑧から⑱までの概要
宿泊事業者対象

特別徴収事務フロー（案）

特別徴収義務者（宿泊施設）

旭川市

- 7 帳簿の備付け及び保存並びに書類の作成及び保存**
※ 7 に関しては、旭川市宿泊税条例と北海道宿泊税条例のそれぞれが適用されます。
- (1) 帳簿を備え付け、5年間保存します（電子帳簿保存法に沿った保存も可能）。
（要素⑮から⑰）
帳簿：次の事項の記載があるもの（次の記載があれば既存の帳簿でも差し支えありません。）
㊦ 宿泊年月日 ① 課税対象となる宿泊料金 ㊧ 宿泊数 ㊨ 宿泊税の課税対象となる宿泊数
㊩ 宿泊税額
代替帳簿の例）総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金台帳、売上帳 等
- (2) 書類を作成し、2年間保存します（電子帳簿保存法に沿った保存も可能）。
（要素⑮から⑰）
書類：次の事項の記載があるもの（帳簿を補完する資料で、次の記載があれば既存の書類でも差し支えありません。）
㊦ 宿泊年月日 ① 課税対象となる宿泊料金 ㊧ 宿泊数 ㊨ 宿泊税額
代替書類の例）売上伝票 利用明細書 請求書 等
※帳簿書類を保存しなかった場合や虚偽の記載を行った場合は罰則あり（要素⑱）

- 調査への協力
帳簿・書類（電磁的記録及び電子計算機出力マイクロフィルムを含む。）の閲覧・提供等
※調査を拒否した場合や虚偽の報告を行った場合は罰則あり（地方税法第733条の5）
- 調査の結果、不足税額等があった場合は、期限までに徴収金を納入します。（要素⑭）

- 経営を休止（再開）する場合
遅滞なくその旨を届け出ます。（要素⑨）
- 経営を廃止する場合
廃止してから10日以内に届け出ます。（要素⑨）
- 休廃止日までの宿泊税は休廃止の日から1月以内に申告納入します。（要素⑫）

必要に応じて

- 適正に宿泊税が課税徴収されているか調査
（地方税法第733条の4）
適正な課税ではなかった場合は、税額の変更や、追加を行うほか延滞金、各種加算金を徴収する。（地方税法第733条の16から19）

○ 宿泊税の受領

基本となる特別徴収事務

宿泊税徴収開始前の手続



※その後変更あれば都度手続

納入期限ごとに繰り返す手続



帳簿書類の保存

課税の調査

休廃止

旭川市宿泊税条例（案）の解説

要素	概要	考え方															
① 宿泊税	地方税法第5条第7項及び旭川市観光振興条例第12条の規定に基づき、宿泊税を課する。	旭川観光基本方針に定めている目指すべき将来像「旭川市が世界中から訪れたくなる観光地へ」の実現に向け、宿泊税を導入する。															
② 用語	条例中使用する次の用語を定義 ・旅館業 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業 ・住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業 ・宿泊施設 旅館業法に係る施設又は住宅宿泊事業法に係る住宅 ・宿泊 寝具を使用して宿泊施設を利用すること ・宿泊料金 宿泊の対価として支払うべき金額	【旅館業・住宅宿泊事業】 旅館業を営む者は旅館業法による許可、住宅宿泊事業を営む者は住宅宿泊事業法による届出が必要であり、これらの事業は、各法律において宿泊者名簿の記載が義務づけられていることから、納税義務者となる宿泊者を補足できる旅館業法の許可を受けた施設（下宿営業の許可を受けて営む下宿営業を除く。）及び住宅宿泊事業法の届出をした住宅を対象とする。 ※下宿営業の許可を受けて営む下宿営業を除く理由 当該施設への宿泊は、1月以上の長期の宿泊期間を前提とし、一般的には通勤、通学の拠点として宿泊施設で宿泊を行うものであり、当該施設に生活の本拠はないとしても、実態として生活の本拠に近いものとして利用されているとみなすことができるため。 【宿泊】 課税対象となる宿泊の判断基準は以下のとおり。 (1) その利用行為が契約上宿泊での取扱いあるもの。 (2) (1)以外の場合でその利用行為が日をまたぐ6時間（観光庁のモデル宿泊約款における1泊分の宿泊料金が追加となる場合の延長時間）以上の利用であるもの。 【宿泊料金】 宿泊行為に係る対価、又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるもの。 <table><tr><th>宿泊料金に含む例</th><th></th><th>宿泊料金に含まない例</th></tr><tr><td>清掃料</td><td rowspan="4">} いわゆる 素泊まり料金</td><td>消費税、入湯税等の税</td></tr><tr><td>寝具使用料</td><td>食事代</td></tr><tr><td>寝衣代</td><td>施設の利用料</td></tr><tr><td>サービス料・奉仕料</td><td>チップ・祝儀</td></tr><tr><td colspan="2">当該宿泊施設の特別徴収義務者以外の者から当該宿泊に関して負担する補助金等（例：全国旅行支援）</td><td>宿泊以外のサービス料に相当する額（動物園入園券付宿泊における入園券費用等）</td></tr></table>	宿泊料金に含む例		宿泊料金に含まない例	清掃料	} いわゆる 素泊まり料金	消費税、入湯税等の税	寝具使用料	食事代	寝衣代	施設の利用料	サービス料・奉仕料	チップ・祝儀	当該宿泊施設の特別徴収義務者以外の者から当該宿泊に関して負担する補助金等（例：全国旅行支援）		宿泊以外のサービス料に相当する額（動物園入園券付宿泊における入園券費用等）
宿泊料金に含む例		宿泊料金に含まない例															
清掃料	} いわゆる 素泊まり料金	消費税、入湯税等の税															
寝具使用料		食事代															
寝衣代		施設の利用料															
サービス料・奉仕料		チップ・祝儀															
当該宿泊施設の特別徴収義務者以外の者から当該宿泊に関して負担する補助金等（例：全国旅行支援）		宿泊以外のサービス料に相当する額（動物園入園券付宿泊における入園券費用等）															

要素	概要	考え方
③ 納税義務者等	宿泊施設において宿泊料金を受けて行われる宿泊に対し、その宿泊者に課する。	宿泊行為は他の観光行動と比較して課税対象者の補足が容易であるほか、宿泊者は日帰り客と比較し、滞在時間が長いことから本市の行政サービスを受ける程度が大きい。
④ 課税免除	次の者には宿泊税を課さない。 (1)学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事の参加者及び引率者 (2)次に掲げる施設が主催する施設単位又は年齢単位の行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者 ア 幼保連携型認定こども園 イ 家庭的保育事業 小規模保育事業 居宅訪問型保育事業 事業所内保育事業 これらの事業を行う施設 ウ 保育所（認可外保育施設）	北海道も同時に宿泊税を課する予定であることから、北海道と旭川市の課税要件に乖離が生じると、宿泊事業者の事務が煩雑になり負担が生じるため、北海道と同様の課税免除要件を設けることとした。そのため、北海道の検討内容によって、課税免除要件が変更となる場合がある。 なお、(1)の参加者とは、幼児、児童、生徒及び学生を、引率者とは学校等の関係者や、介助等を必要とする参加者の対応を行う看護師や保護者のことをいい、添乗員やカメラマンは課税免除の対象外とする。 また、対象となる行事の例は修学旅行、宿泊研修、林間学校などの集団宿泊的行事や社会科見学などの教育課程として実施される行事で、部活動や大会は対象外とする。
⑤ 税率	宿泊者1人1泊につき 200円 とする。	旭川市観光振興のための新たな観光財源に関する答申を踏まえ、税率 200円 の定額制を基本とし、納税者の負担能力を考慮する。
⑥ 減免	天災その他特別の事情がある場合において、宿泊税の減免を必要とすると認める者に限り、宿泊税を減免することができる。	災害等に伴う宿泊については、災害による宿泊者の担税力の低下やその目的がやむを得ない避難等であり、災害時の宿泊については、減免することを検討する。
⑦ 徴収の方法	特別徴収の方法による。	納税義務者には市外（道外）や国外の宿泊者も含まれるため、直接徴収の方法は適さず、宿泊料金と併せて宿泊税を徴収する方法が合理的である。
⑧ 特別徴収義務者	特別徴収義務者は旅館業又は住宅宿泊事業の経営者で、特別徴収義務者は宿泊税を徴収しなければならない。ただし、経営者のほかに実質的な経営者がいる場合など、宿泊税の徴収に便宜を有する者を市長が特別徴収義務者に指定することもある。	宿泊料金と併せて宿泊税を徴収するため、宿泊施設の経営者又は宿泊施設の実質的経営者が宿泊税の徴収に便宜を有しており、それらの者を特別徴収義務者とすることが合理的である。

要素	概要		考え方										
⑨ 特別徴収義務者の申告等	特別徴収義務者になる者は、経営を開始する前日まで（⑧ただし書きによる指定を受けた特別徴収義務者は指定を受けた日から10日以内）に、宿泊施設ごとに以下の事項を記載した申告書（経営申告書）を提出しなければならない。 (1)住所（所在地），氏名（名称）及び個人番号（法人番号） (2)宿泊施設の所在地及び名称 (3)客室数その他設備の概要 (4)経営開始（予定）年月日 等 また、申告した内容に異動があったときは、その旨遅滞なく申告するほか、営業を1月以上休止する際はその旨遅滞なく、営業を廃止した際は10日以内に届け出なければならない。		特別徴収義務者から経営する宿泊施設の状況について申告を受け、宿泊施設ごとに施設番号を付番し、当該番号を宿泊施設へ通知する。その施設番号は、特別徴収義務者からの各種申告や納入に用いることとするため、宿泊施設ごとの課税（納入）状況の確認が容易となる。 また、申告事項の変更、施設の休廃止については、特別徴収義務者からの申告がない限り、旭川市で補足することが困難であるため、届出を必要としている。										
⑩ 納税管理人	特別徴収義務者が市内に住所等を有しない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるために原則として市内に住所等を有する者を納税管理人として定め、市長に申告し、又は市外に住所等を有するものを納税管理人として定める場合は地方団体の長の承認を受けなければならない。また、納税管理人に異動が生じた際も同様である（納税管理人を定める必要が生じた日や異動の日から10日以内の手続が必要。）。		地方税法第733条の6に「法定外目的税の特別徴収義務者が市内に住所等を有しない場合は、納入に関する一切の事項を処理させるために原則として市内に住所等を有する者を納税管理人として定め、地方団体の長に申告し、又は市外に住所等を有するものを納税管理人として定める場合は地方団体の長の承認を受けなければならないとされている（変更時同様）。」旨規定されている。										
⑪ 納税管理人に係る不申告に関する過料	正当な理由なく、納税管理人を申告しなかった者に対しては10万円以下の過料を科する。		地方税法第733条の8に「納税管理人を正当な理由なく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、地方団体の条例で10万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」旨規定されており、他の税目や宿泊税既導入自治体と同額の過料とする。										
⑫ 申告納入	毎月末日までに、前月分の宿泊税に関する申告と納入をする。 ただし、一定の要件を満たす事業者は、申請により納入期限を下表のとおりとできる。なお、宿泊施設の営業を1月以上休止又は廃止した場合には、休止する日又は廃止した日までの宿泊税について、その日から1月以内に申告と納入をしなければならない。 <table><tr><th>宿泊税を徴収すべき期間</th><th>納入期限</th></tr><tr><td>前年12月1日から2月末日まで</td><td>3月末日</td></tr><tr><td>3月1日から5月末日まで</td><td>6月末日</td></tr><tr><td>6月1日から8月末日まで</td><td>9月末日</td></tr><tr><td>9月1日から11月末日まで</td><td>12月末日</td></tr></table>		宿泊税を徴収すべき期間	納入期限	前年12月1日から2月末日まで	3月末日	3月1日から5月末日まで	6月末日	6月1日から8月末日まで	9月末日	9月1日から11月末日まで	12月末日	宿泊税の安定的な確保という点においては、毎月納入することが望ましいが、宿泊事業者の事務量が増大することから、納入期限について、宿泊事業者の意見を聞き取ったところ、毎月納入すべきと考える宿泊事業者と、出来るだけ期間を空けて納入したいという宿泊事業者がいずれも一定数存在したことから、原則毎月の納入とし、一定の条件（規則で定める）を満たした事業者を3月に1度の納入とすることで、宿泊税の確保と、宿泊事業者の事務負担緩和の両立を図る。
宿泊税を徴収すべき期間	納入期限												
前年12月1日から2月末日まで	3月末日												
3月1日から5月末日まで	6月末日												
6月1日から8月末日まで	9月末日												
9月1日から11月末日まで	12月末日												

要素	概要	考え方
⑬ 徴収不能額等の還付 又は納入義務の免除	特別徴収義務者が宿泊税を受け取ることができなくなったことについて正当な理由がある場合又は徴収した宿泊税額を天災その他やむを得ない理由により失った場合は、申請により既にその宿泊税が納入されている場合は還付（未納の徴収金がある場合は充当）し、まだ納入されていない場合はその納入義務を免除する。	特別徴収義務者は納税者から宿泊税の受け取りができない場合であっても、宿泊税を納入する義務を負うが、やむを得ない事情については、納入義務を免除し、申告納入による過大な負担の緩和を図る。
⑭ 不足金額等の納入の 手続	・過少な申告、不申告、不正な処理による申告を行った際に課される各種加算金について納入の告知を受けた際には、その通知書に記載された期限までに、各種加算金額を納付しなければならない。 ・不申告や申告誤り等により、納入すべき宿泊税に不足が生じ、不足税額について納入の告知を受けた場合には、その通知書に記載された期限までに不足税額を納入するほか、本来の納期限の翌日から納入の日までに係る延滞金を加算して納入しなければならない。	地方税法第733条の16及び17に規定される更正及び決定に伴う不足金額の徴収、地方税法第733条の18及び19に規定される各種加算金の徴収については、地方税法上で義務付けられており、当該不足金額等の納入の規定を定める。
⑮ 特別徴収義務者に係 る帳簿の記載義務等	・特別徴収義務者は宿泊施設ごとに次に掲げる事項を記載した帳簿を備え、納入申告書を提出した月の翌月1日から起算して3月を経過した日から5年間保存しなければならない。 (1) 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊数、宿泊税の課税対象となる宿泊数及び宿泊税額 (2) 市長が必要と定める事項 ・特別徴収義務者は、宿泊に係る売上伝票その他の書類であって、帳簿に記載されるべき事項を記載したものを作成し、当該書類に係る宿泊が行われた月の翌月1日から起算して3月を経過した日から2年間保存しなければならない。	適正な申告を確保するため、帳簿の記載及び帳簿を補完する書類の作成、保存が必要である。なお、保存期間については、既導入自治体同様の帳簿は5年間、書類は2年間とする。
⑯ 帳簿及び書類の電磁 的記録による保存等	一定の条件下のもと、電子計算機で作成した帳簿の電磁的記録による備付け及び保存をもって、帳簿の備付け及び保存に代えることができ、電子計算機で作成した書類の電磁的記録の保存をもって、書類の保存に代えることができる。また、一部の書類のスキャナ保存を認める。	帳簿及び書類の備付け及び保存について、紙面ではなく、電子計算機により作成し、その電磁的記録の備付け及び保存若しくは電磁的記録の備付け及び電子計算機出力マイクロフィルムによる保存を希望する特別徴収義務者を想定する。なお、⑯及び⑰における一定の条件下とは、電子帳簿保存法に則る。
⑰ 帳簿及び書類の電子 計算機出力マイクロ フィルムによる保存	一定の条件下のもと、電子計算機で作成した帳簿の電磁的記録による備付け及び電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもって、帳簿の備付け及び保存に代えることができ、電子計算機で作成した書類の電磁的記録に係る電子計算機出力マイクロフィルムの保存をもって、書類の保存に代えることができる。	
⑱ 市税に関する法令の 規定の適用	⑯及び⑰に従って保存等が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「電磁的記録等」という。）については、市税に関する法令の適用をする際においても、当該電磁的記録等を関係帳簿又は関係書類とみなす。	

要素	概要	考え方
⑲ 帳簿の記載義務違反等に関する罪	以下に該当する者は1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金刑を科する。 (1) 帳簿について、正当な理由なく、帳簿を備えず、記載をせず、若しくは虚偽の記載又は帳簿を隠匿した者 (2) 書類について、正当な理由なく、作成をせず、若しくは虚偽の作成又は書類を隠匿した者 (3) 帳簿又は書類を条例に定める期間保存しなかった者	帳簿又は書類は正確な税額計算、申告等に係る調査など、税の公平性を保つためにも必要であり、その正確な記載等が行われなければ制度の存在を損ねることにつながるため、既導入自治体同様に罰則規定を設ける。
⑳ 間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税	・ 徴税吏員（地方税の賦課徴収事務を行う職員）は犯則事件（租税犯に関する事件）について、現行犯がある場合、その証拠となるものを集取する場合に必要で、急速を要し、裁判所の許可状の交付を受けることができない場合は、その場において、臨検、搜索、差押えをすることができる。 ・ 臨検、搜索、差押えについては、原則、日没以降日出まで行うことはできないが、一部条件付きで夜間であっても行うことができる。	徴税吏員が現行犯で臨検、搜索、差押えをすることができる税目である旨、条例で指定しなければ、現行犯で臨検、搜索、差押えをすることができない。 また、臨検、搜索、差押えの夜間執行についても、条例で指定しなければ行うことができない。
㉑ 賦課徴収	宿泊税の賦課徴収に関しては、旭川市宿泊税条例のほか、地方税法、地方税法施行令、旭川市税条例など他の法令の規定についても適用する。 なお、旭川市税条例の総則部分について、宿泊税についても適用できるよう、一部旭川市税条例を読み替える。	宿泊税に関わらず、税については地方税法、旭川市税条例などの、既存法令があり、基本的には既存法令を前提とした宿泊税条例であることから、地方税法や市税条例の規定についても適用される。
㉒ 条例施行の細目	条例を実施するための手続や必要な事項については、別途規則を定める。	詳細な手続に関しては別途規則を定める。

※以下は条例の本則を補う附則の概要

要素	概要	考え方
㉗ 施行期日	条例の施行期日を定める。 ただし、㉙準備行為及び㉚経過措置は施行前の準備行為であるため、公布の日から施行する。	条例の施行には総務大臣の同意が必要であることから、条例で施行日を定めることができないため、規則で施行日を定める。 ただし、宿泊税を徴収するための準備行為については公布の日から可能とする。 なお、条例施行日は最短で令和8年4月を予定する。
㉘ 適用区分	条例は施行日以後の宿泊について適用する。 （施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）	いつの宿泊分から条例が適用となるかを定める。

要素	概要	考え方
㊦ 準備行為	施行日前においても行うことができる行為 (1) ㊨ただし書きによる特別徴収義務者の指定 (2) ㊩前段による申告 (3) ㊪による納税管理人の申告及び承認 (4) これらに関し必要な手続その他の行為	宿泊税を徴収するための準備行為であることから、条例公布の日から施行し、条例施行日に備える。
㊫ 経過措置	条例公布日において既に旅館業若しくは住宅宿泊事業を営んでいる者は、施行日の前日までに㊩前段に係る申告書を提出し、その申告内容に異動があったときは速やかにその旨市長に申告しなければならない。	㊩前段は、条例施行日以後に旅館業等を営もうとする者を想定しており、公布日時点で旅館業等を営んでいる者に関しては、経営開始前に遡ることができないことから、施行日を経営開始日とみなして同様の対応を行う。
㊬ 賦課徴収の方法の特例	北海道が課する宿泊税（以下「道宿泊税」という。）がある場合は、その賦課徴収を旭川市宿泊税と併せて行う。	旭川市内の宿泊施設における道宿泊税の賦課徴収については、本市に委任される見込みであることから、本市において、道宿泊税、旭川市宿泊税の賦課徴収事務を行う。
㊭ 道宿泊税に係る督促、滞納処分等	旭川市は道宿泊税についても、旭川市宿泊税と併せて督促状を発し、滞納処分等を行う。	
㊮ 延滞金の割合の特例	当面の間、㊬における延滞金の割合は、各年の特例基準割合を基準とする。	不足金額に係る延滞金に特例基準割合を適用させる。 なお、当初賦課分に係る延滞金については、㊮により旭川市税条例第11条を読み替えることで、旭川市税条例附則第2条の2が適用となるため、当初賦課分に係る延滞金についても特例基準割合は適用される。
㊯ 検討	条例施行後5年ごとに、社会経済情勢等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講じる。	宿泊税の効果を踏まえ、条例施行後5年ごとを目途としてとして見直しを行う。ただし、見直しが必要と認められる場合は、5年以内であっても見直しを行う。

条例の要素や順序については、パブリックコメントでのご意見，検察庁との協議，関係部局との協議，市議会での議論により，修正される場合もございますので，ご承知おきください。また，概要は条例に盛り込む内容を整理したものですので，このまま条例（案）になるものではありません。

条例施行までのスケジュール

令和7年2月予定
旭川市宿泊税条例（案） 上程

※条例（案）可決後，宿泊税徴収開始前には説明会などを実施し宿泊税の周知を図ります。

令和8年4月予定
条例施行 ※条例の施行には総務大臣の同意が必要です。